

平成29年10月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うちコンセント1件、除湿乾燥機1件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち電動アシスト三輪自転車1件、扇風機2件、
電動アシスト自転車3件、空気圧縮機1件) | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201600295を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700396	平成29年9月6日	平成29年10月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	RBG-N31AW7GS3L-ST	リンナイ株式会社	火災	当該製品を使用したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月21日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600295	平成28年7月31日	平成28年9月1日	コンセント	WN1302	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品に複数の電気製品を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(33年)により、刃受金具と屋内配線の芯線との接続部で接触抵抗が増加したため、内部の錠ばねに通電されて過熱し、出火に至ったものと推定される。	群馬県	平成28年9月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700389	平成29年9月20日	平成29年10月2日	除湿乾燥機	F-YHHX120	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品が焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成29年10月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700390	平成29年6月23日	平成29年10月2日	電動アシスト三輪自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月26日
A201700391	平成29年9月10日	平成29年10月2日	扇風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201700392	平成28年12月18日	平成29年10月2日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年12月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201700393	平成28年12月30日	平成29年10月2日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電したところ、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年1月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700394	平成29年5月3日	平成29年10月2日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	平成29年9月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201700395	平成29年9月26日	平成29年10月4日	空気圧縮機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201700397	平成29年9月7日	平成29年10月4日	扇風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成29年10月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年10月3日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

コンセント（管理番号：A201600295）



除湿乾燥機（管理番号：A201700389）

